

## 共通事項

共通事項			
分類	質問	回答	
1 対象者	県外に本社があり、石川県内の支店・事業所の従業員の賃金を引き上げる場合は対象となるか。	対象となります。	
2 対象者	「みなし大企業」は対象となるか。	「みなし大企業」は対象外となります。	
3 対象者	常時雇用する人数の定義はなにか。	<p>労働基準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」になります。</p> <p>具体的には、労働基準法第21条に該当しない者（下記参照）が「常時使用する従業員」に該当します。</p> <p>なお、派遣労働者については、派遣元でカウントしてください。</p> <p>（参考：労働基準法第21条）</p> <p>前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の労働時間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 日日雇い入れられる者</li> <li>二 二箇月以内の期間を定めて使用される者</li> <li>三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者</li> <li>四 試の使用期間中の者</li> </ul>	
4 賃上げ	いつ時点からの賃上げが対象になるのか	令和7年4月1日～令和7年12月31日の間に行う賃上げが対象になります。	
5 賃上げ	被災の影響により事業縮小しており、雇用調整助成金で休業させている従業員がいるが、その者対し最低賃金引上げに伴い賃上げを行う。 ただし、休業中のため賃金水準は下がった状況になるが支援対象になるか。	<p>要件を賃金引上げ後の水準を1年間継続することとしていることから、事業主都合（事業活動の縮小）により継続することができない場合には、本支援金の支給対象外となります。</p> <p>事業主の都合により、雇用条件の変更等が行われたと認められる場合には、支援金の返還を求めることがあります。</p>	
6 賃上げ	賃金引き上げ後、1年以内に申請した従業員が退職してしまった場合はどうするのか。また、事後の状況確認等はあるのか。	原則として、自主退職の場合は返還不要、会社都合の場合は返還を求めることがあります。なお、調査の必要があると認めるときは、申請者に報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。	
7 賃上げ	引上げ前の賃金が最低賃金以下の場合、どのような取扱いとなるか。	引上げ前が最低賃金以下の場合、984円からさらに70円以上の引上げを行っている場合には支給対象となります。	
8 賃上げ	支援金受給後、業績悪化等の理由で賃金を引き下げた場合はどうなるか。	賃金引上げ後1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、支給要件に反するため返還を求めることがあります。（業績悪化による賃金の引き下げは認められません）	
9 賃上げ	事業継承のタイミングで賃上げを行った場合も対象になるか。	事業承継に伴い、賃上げ月と比較月で事業主（給与支払者）が異なる場合でも、対象労働者が継続して就業しており、賃上げを実施する場合は対象となります。 追加書類として事業承継したことが確認できる書類（開業届など）を御提出ください。	
10 賃上げ	期間中（R7.4.1～R7.12.31）に賃金を2段階以上に分けて賃上げした場合も対象になるか。	2段階以上に分けて賃上げした場合も、賃上げ幅の合計が時給当たり70円以上になれば対象になります。	
11 賃上げ	最低賃金のタイミングでの引上げでなく、定期昇給としての引上げも対象になるのか。	対象期間（R7.4.1～R7.12.31）までの賃上げであれば、理由によらず対象になります。	
12 賃上げ	全員に対し時給70円以上賃上げしないといけないのか。	1人でも賃上げしていれば対象となります。 なお被災小規模事業者賃上げ支援金は、人数当たりで支援金額が変わります。	

## 共通事項

分類	質問	回答
13 賃上げ	新たな手当の新設は対象となるか	従業員の賃上げのために手当の新設を行った場合、対象となります。 なお、当該手当は恒常に毎月支払われるものであり、賃金引上げ後1年間は継続して支払われることが前提となります。
14 賃上げ	賃上げ促進税制を利用していても対象になるか。	賃上げ促進税制を利用している場合でも、対象となりますが、賃上げ促進税制の取扱いにおいて、給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額がある場合は、当該金額部分は給与等増加額から控除されるという取扱いがあります。当該取扱いについては、税制特別措置法に基づいて税務署が判断することとなるため、所轄の税務署に確認をお願いいたします。 (参考：賃上げ促進税制（中小企業庁ホームページ）) <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html">https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html</a>
15 賃上げ	月給制のため、12月に給与改定を行った給与は、1月20日に支払うことになっている。 この場合でも、12月の賃上げとして対象になるのか。	給与改定日が12月中であれば対象となります。
16 賃上げ	賃上げ実施従業員が、賃上げ後1年以内に産休・育休等に入り、賃金が支払われない場合は要件（賃金水準を1年間継続する見込みがあること）を満たすことにならないのでしょうか。	産休・育休等で賃金が支払われない月があっても、賃金の引き下げ等が行われておらず、復職後、引き上げ後の賃金を継続する見込みがある場合は、要件を満たすものとなります。
17 賃上げ	定期的に人事評価を行い、評価によって賃金が上下する場合は要件（賃金水準を1年間継続する見込みがあること）を満たすことにならないのでしょうか。	評価によって賃金が上下する場合であっても、引き上げ後の賃金を1年間継続する見込みがあることが必要になります。 評価により、1年内に賃金を引き下げする場合は、返還が必要になります。
18 賃上げ	石川県内にある事業所に勤務していれば、勤務形態（在宅勤務を一部実施）や居住地（県外居住）に関わらず対象従業員に該当するのでしょうか。	石川県内にある事業所において、週所定労働時間が20時間以上であれば、勤務形態や居住地に関わらず、対象従業員に該当します。 なお、事業所の本社が石川県内にあるが、県外にある事業所（支店、営業所など）で勤務する従業員は、対象なりません。
19 賃上げ	シフト制のアルバイトなど、週の所定労働時間が20時間以上に満たない週がある場合は、対象従業員とならないのでしょうか。	雇用保険に加入している場合や、労働条件通知書（又は雇用契約書）により、週の所定労働時間が20時間以上であることが確認できる場合は、対象となります。
20 賃上げ	役員の賃上げは対象になるのでしょうか。	対象外になります。
21 賃上げ	専従者（個人事業主の家族や親族）の賃上げは対象になるのでしょうか。	対象外になります。
22 賃上げ	賃上げ労働者の勤務継続実績は必要か。	特に必要ありません。
23 賃上げ	時給計算した際の、小数点以下の端数処理はどうなるか。	小数点以下の端数処理は、四捨五入となります。
24 賃上げ	外国人労働者（技能実習生など）も、賃上げを行えば本事業の対象となるか	就労期間等を含め今後1年間、賃金を引下げることなく雇用を維持できる場合には対象となります。
25 賃上げ	週所定労働時間の20時間以上の起算日は何曜日から何曜日でみなすのか。	労働条件通知書、もしくは雇用条件通知書に記載の労働時間で申請可否を判断するため、週の起算日は事業者の設定している区間で構いません。

## 共通事項

分類	質問	回答
26 賃上げ	非正規雇用労働者の賃上げでも対象になるのか。	週所定労働時間が20時間以上であり、賃上げ後の賃金水準を1年以上継続する見込であれば非正規雇用労働者の賃上げも対象となります。
27 賃上げ	従業員が現在のパート（非正規雇用）から正社員（正規雇用）に雇用替えされたことにより賃金が上がった場合は対象となるのか。	対象となります。
28 賃上げ	障害者雇用の特例で週の労働時間が20時間未満となっている。障害者特例雇用の場合は申請対象とは認められないのか。	障がい者雇用の特例対象となっている場合（週10～20時間未満）には対象とします。 なお、その場合であっても、引上げ後1年間は継続して就業する見込みがあることなど、通常の従業員と同様の要件を満たすことが必要となります。
29 賃上げ	時給を日勤、夜勤で2種類設けている（深夜割増等ではなく、どちらも基本給）。 日勤のみ時給70円以上の賃上げを行ったが、対象となるか。	日勤、夜勤の場合で分けられている場合、どちらも時給70円以上の賃上げをした場合は対象となります。 片方のみ賃上げする場合は、対象外となります。
30 賃上げ	日給制だが、月額手当がある。時間当たり賃金の計算に含めてもいいか。	恒常に支払われる諸手当（住宅手当等）に含まれる場合は計算に含めてください。 月額手当の場合は、所定労働時間により時給換算してください。
31 賃上げ	対象従業員について、賃上げ前の週所定労働時間は20時間未満だが、賃上げに合わせて20時間以上に伸ばす予定であるが申請可能か。	申請時に、週所定労働時間が週20時間以上であれば申請可能です。
32 申請手続	どうやって申請すればいいのか。	特設サイトの申請フォームから申請願います。 申請フォームが使えない、やむを得ない場合は紙での郵送申請も受け付けます。
33 申請手続	振込先通知書の口座番号が8桁入れるようにになっているが、7桁しかない場合、左右どちら詰めで記入すればよいか。	右詰めにて記入してください。
34 申請手続	申請期限を過ぎ、申請を行わなかった（忘れていた）場合はどうなるか。	申請期限を過ぎた場合は、それ以降の申請は受付できませんので、予め了承ください。
35 申請手続	石川県庁または事務局に直接持参して支給申請することは可能ですか。	石川県庁または支援金事務局に直接持参して、申請（提出）することは出来ません。 インターネット申請もしくは郵送にて申請してください。 また、郵送により申請する場合は、配達の記録（書留、レターパック等）が確認できる方法にて支援金事務局まで送付ください。
36 申請手続	事務局に提出する申請書や添付書類の申請者の控えは必要ですか。また、郵送で提出した書類は返却されますか。	念のため、申請した書類の写しを事業所にお控えください。 支給申請書や添付書類の返却はできませんので、予め了承ください。
37 申請手続	申請書はどこで入手できますか。紙での配布はありますか。	特設HPからダウンロードください。 紙での配布はしておりませんので、了承ください。

## 共通事項

分類	質問	回答
38	申請手続 過去に助成金の返還を行っているが申請可能か。	申請日から過去5年間以内に不正受給によるなどの行政処分により返還事由が発生しているのであれば申請不可です。 申請者が間違いに気づき、自主的に返還している場合は申請可能です。
39	添付資料 賃金台帳・労働条件通知書・雇用契約書を作成していないが必要か。	法律上、作成が義務付けられておりますので、作成お願いします。 サンプルとして厚生労働省の様式がございますので、ご参照ください。 その他、事業者にて作成いただいているフォーマットでも申請が可能です。 遷移先：厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html</a>
40	添付資料 労働条件通知書又は雇用契約書及び賃金台帳で、具体的に何を確認するのでしょうか。	労働条件通知書（又は雇用契約書）では、申請のあった事業者に雇用されている事実、就業場所、契約期間、就業時間等を確認し、賃金台帳では、賃金の引き上げ額が要件（70円以上）を満たしているか確認します。 なお、労働条件通知書（又は雇用契約書）で賃金の引き上げ額が確認できる場合でも、賃金台帳の添付は必要となります。
41	添付資料 提出した労働条件通知書（又は雇用契約書）の記載内容と申請内容を比べた時に、賃金のみが異なっている場合も、新たに労働条件通知書（又は雇用契約書）の作成・交付が必要でしょうか。	労働契約法第8条により、労働条件を変更する際には、労使の合意が必要とされていることや、労使間の紛争の未然防止のためにも、新たに労働条件通知書（又は雇用契約書）を作成することが望ましいですが、本申請内容（賃金）の確認に当たっては、別途提出いただく賃金台帳を使用しますので、質問に該当する場合、賃金引き上げ後に適用されている労働条件通知書（又は雇用契約書）を提出いただければ問題ございません。
42	添付資料 賃金台帳の代わりに給与一覧等を提出してもよいでしょうか	賃金台帳は必ず提出が必要となります。 単に「賃金台帳」という名称を使用していなくても、賃金の計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、基本給（時間給）、各種手当、総支給額等、賃金台帳に記載すべきとされている資料がある場合は、当該資料の写しの提出でも問題ありません。
43	添付資料 振込を受ける金融機関の通帳の写しについて、当座、ネットバンキング等のため通帳がない場合は、何を提出したらよいでしょうか。	当座の場合は、小切手帳又は取引照合表の写しの提出をお願いします。 ネットバンキングの場合は、銀行名、口座番号、口座名等が分かるWeb上の照会ページ等のスクリーンショットを提出してください。
44	振込 いつ頃振り込まれますか。	事務局から通知があってから、翌日までを目途に振り込みを行います。 申請殺到している時期や申請に不備がある場合は振込が遅れますので、予めご了承ください。
45	振込 振込先の指定はあるか	原則として、申請した法人又は個人事業主と同じ名義の口座をご指定ください。
46	その他 他の補助金等との併給は可能か。	「石川県賃上げ環境整備助成金」及び「被災小規模事業者賃上げ支援金」との併給は可能です。 国の「業務改善助成金」と「石川県賃上げ環境整備助成金」は、同一事業の同じ助成対象経費の併給は不可です。他事業として助成対象経費が異なる場合は併給可能です。 「被災小規模事業者賃上げ支援金」については、「令和7年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」の適用を受けた者又は受ける見込みのあるものは併給不可です。 また、他の支援金等の要件において、併給が認められない場合がありますので、そちらも必ずご確認ください。
47	その他 診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等における従業員の待遇改善を目的とした加算や補助金などについて、重複となりますか。	内容によりますので、事務局まで個別にお問い合わせください。

## 賃上げ環境整備助成金 関係

分類	質問	回答
1 賃上げ	賃上げの要件を満たす従業員が1人の場合でも対象になるか	対象になります。
2 申請手続	業務改善助成金も対象になる事業は、石川県賃上げ環境整備助成金とどちらを利用すればいいか。	両方を比べ、事業者にとって有利な方を選択していただければと思います。 業務改善助成金のお問い合わせは、厚生労働省の問い合わせ先にご連絡ください。 <参考：業務改善助成金センター> 電話番号：0120-366-440 受付時間：平日 9:00～17:00
3 申請手続	事業対象期間（R7.4.1～R8.2.9）に事業完了したものの、支払いは後日となった経費は対象になりますか。	R8.2.9までに支払いまで完了し、証拠書類を提出できる経費が対象になります。 したがって、お問い合わせの事例は対象外になります。
4 申請手続	交付申請後、交付決定までの間に実施した事業や取組の経費は対象となるのか。	原則、交付決定後での実施をお願いします。やむを得ない理由等により、実施が必要な場合は、個別に事務局までご相談ください。
5 ⑤助成対象経費	従業員の海外出張や県外出張の旅費は助成対象になるのか。	生産性向上、収益力向上に繋がる取組（研修、新規イベント出展等）に関係した旅費のみ対象となります。
6 ⑤助成対象経費	資格取得のための検定料等は対象となるのか。	企業負担している検定料等の資格受講料は対象です。その際は、企業が負担したことを見証する証拠書類の提出が必要です。
7 ⑤助成対象経費	県外従業員のスキルアップ研修は助成対象になるのか。	県内事業所又は県内従業員が関係する事業でなければ助成対象なりません。
8 ⑤助成対象経費	システム導入を行ううえで、リース契約となる経費があるが、事業対象期間（R7.4.1～R8.1.31）を超えて助成対象となるか。	リース契約の経費は、事業対象期間（R7.4.1～R8.1.31）の範囲で区分した経費のみ対象となります。
9 ⑤助成対象経費	車の購入は助成対象になるか。	他の補助対象経費とセットで申請する場合に限り、1台まで対象となります。 また外形的に事業用に使用されることが明確な場合に限ります。 車両購入費の助成上限額は、50万円になります。
10 ⑤助成対象経費	交付申請前に実施した事業も対象になるのか。	事業対象期間（R7.4.1～R8.1.31）の範囲であれば、交付申請での審査のうえ認められれば遡及して対象となります。
11 ⑤助成対象経費	施設の修繕は対象になりますか。	修繕・修理は対象外になります。
12 ⑤助成対象経費	備品や機械の買い替えは対象になりますか。	スペックを上げる等で、生産性向上、収益力強化に繋がるのであれば対象になります。

## 被災小規模事業者賃上げ支援金 関係

分類	質問	回答
1 対象者	被災証明書、罹災証明書は一部損壊の判定を受けているが対象にならないのか。	被災証明書、罹災証明書は半壊以上が対象になります。
2 対象者	売上高は、月により偏りがあるが、売上高の比較に使用する月は任意の月を選んでもよいのか。	任意の月を選んでいただいて構いません。
3 賃上げ	「被災小規模事業者賃上げ支援金」について、同一従業員を対象期間に複数回賃上げした場合は、その複数回分の申請は可能か。 (例：同じ従業員の時給を10月に70円賃上げ、12月に更に70円賃上げ)	同一従業員による申請は一度限りになります。
4 添付資料	テナント入居者が申請する場合、罹災証明書等は建物を管理しているオーナーのものでよいですか。	建物所有者（オーナー）の罹災（被災）証明書等の写しおよびオーナーとの賃貸借契約書の写しをご提出ください。また、テナント入居者が自身の名義にて罹災（被災）証明書等の発行を受けた場合は、オーナーの罹災（被災）証明書等の写しおよびオーナーとの賃貸借契約書の写しに代えて、当該書類を提出してください。